

小・中学校

入学・転校手続き

●小・中学校の新入学

- ①「入学通知書」は教育委員会から1月中に保護者あてに送付します。
※2月中旬までに入学通知書が届かない場合はお問い合わせください。
- ②入学前、次の場合には連絡をしてください。
 - (1)入学通知書の氏名・生年月日などの記載に誤りがあるとき
 - (2)入学通知書を受け取った後、住所を異動されたとき
 - (3)市立の小中学校以外の学校に入学させるとき
 - (4)病気、その他の理由で入学式に出席できないとき
 - (5)指定された学校の変更などの相談がしたいとき

●転校の手続き

	市内の転校	市外への転校	市外からの転校
必要なもの	転出学通知書 転入学通知書	転出学通知書	転入学通知書
提出先	転出校 転入校	転出校	転入校

※転出(入)学通知書は、市民係の窓口で「住民異動届」を提出したときに発行されます。

〇問い合わせ先 学校教育課 教務係
☎0948-57-3107



小・中学校

就学援助制度

経済的な理由で、子どもの義務教育に伴う費用の負担が困難な保護者に対し、学校で必要な費用の一部について、市が援助を行っています。希望される方は下記により申請を行い、認定になった方が対象になります。

援助内容	<p>学用品費（定額）、新入学学用品費（新 1 年生のみ、定額）、修学旅行費・校外活動費（年 1 回のみ）、給食費等</p> <p>※認定の時期等により該当にならないものもあります。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費受給申請書（申請窓口にあります。） ・通帳（認定になった場合、学用品費等が口座振込になりますのでコピーをとります。） ・印鑑（認印） ・所得課税証明書（※申請前年度の 1 月 1 日時点で嘉麻市に住所のない方のみ）
申請場所	<p>学校教育課教務係（嘉穂庁舎）及び各支所生活環境係（碓井・稲築・山田庁舎）</p>
申請時期	<p>随時受け付けていますが、認定は申請した日の翌月分からとなります。年度当初からの受付期間は決まっています。</p>
認定について	<p>世帯全員の所得の状況等により審査し判定を行います。そのため、世帯全員の所得の申告が必要です。結果については後日、郵送でお知らせいたします。</p>

※詳細については、広報嘉麻 1～4 月号等でお知らせしています。

〇問い合わせ先 学校教育課 教務係
☎0948-57-3107